

省 令

○文部科学省令第四十号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに係法律の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日 文部科学大臣 渡海紀三朗

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則

第一節 設置廃止等（第一条―第十九条）

第二節 校長、副校長及び教頭の資格（第二十条―第二十三条）

第三節 管理（第二十四条―第二十八条）

第二章 義務教育（第二十九条―第三十五条）

第三章 幼稚園（第三十六条―第三十九条）

第四章 小学校

第一節 設備編制（第四十条―第四十九条）

第二節 教育課程（第五十条―第五十八条）

第三節 学年及び授業日（第五十九条―第六十三条）

第四節 職員（第六十四条―第六十五条）

第五節 学校評価（第六十六条―第六十八条）

第五章 中学校（第六十九条―第七十九条）

第六節 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程（第八十条―第八十九条）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条―第一百条）

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第一百一条―第一百四条）

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校（第一百五十五条―第一百六十三条）

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学（第一百四十四条―第一百七十七条）

第八章 特別支援教育（第一百八十条―第一百四十一条）

第九章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科（第一百四十二条―第一百四十三条）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第一百四十四条―第一百六十三条）

第三節 履修証明書が交付される特別の課程（第一百六十四条）

第四節 認証評価その他（第一百六十五条―第一百七十三条）

第十章 高等専門学校（第一百七十四条―第一百七十九条）

第十一章 専修学校（第一百八十条―第一百八十九条）

第十二章 雑則（第一百九十条―第一百九十一条）

附則

第四条第三項中、「第七十一条」を、「第七十二条」に改める。

第八十一条を附則第一条とする。

第八十二条を削る。

第八十三条第一項中「夫夫」を「それぞれ」に改め、同条を附則第二条とする。

第八十四条中「夫夫」を「それぞれ」に改め、同条を附則第三条とする。

第八十五条から第八十八条までを削る。

第八十九条中「これを」を削り、「第八十三条」を「第三百二十四条」に改め、同条を附則第四条とする。

第九十条から第九十一条までを削る。

第九十二条第一項及び第三項中「これを」を削り、同条第五項中「第八十三条」を「第三百二十四条」に改め、同条を附則第五条とする。

第九十二条の二を附則第六条とする。

第九十二条の三第一項中「これを」を削り、同条を附則第七条とする。

第九十二条の四を附則第八条とする。

第九十三条を削る。

第九十四条各項中「これを」を削り、同条を附則第九条とする。

第九十四条の二各項中「これを」を削り、同条を附則第十条とする。

第九十四条の三中「第九十二条及び第九十二条の二」を「附則第五条及び第六条」に改め、同条を附則第十一条とする。

第九十四条の四中「前四条」を「前三条」に改め、「これを」を削り、同条を附則第十二条とする。

第九十五条から第七十九条の四までを削る。

第九十五条から第七十九条の四までを削る。

第九十六条から第七十一条までを削る。

別表第一中（第二十四条の二関係）を（第五十一条関係）に改め、同表備考第三号中「第二十四条第二項」を「第五十条第二項」に、「別表第三の二」を「別表第四」に改める。

別表第二中（第五十四条関係）を（第七十三条関係）に改める。

別表第三中（第五十七条、第六十五条の五及び第七十三条の九関係）を（第八十三条、第八八条、第九十二条関係）に改める。

別表第四中（第七十三条の九関係）を（第二百二十八条関係）に改め、同表を別表第五とする。

別表第三の二中（第五十四条の四、第六十五条の四及び第六十五条の十四関係）を（第七十六条、第七十七条、第一百七十七条関係）に改め、同表備考第二号中「第六十五条の五第一項」を「第八十条第一項」に改め、同表を別表第四とする。

第八十条を削る。

本則中第七十九条を第九十一条とする。

第七十八条中「第三条から第六条まで、第七條の六、第七條の七、第七條の九、第十三条から第十五条まで及び第五十条から第五十条の三まで」を「第三条から第七條まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十六条から第二十八条まで及び第六十六条から第六十八條まで」に改め、「これを」を削り、「第七條の九」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十七條」に改め、同条を第九十条とする。

第八章を第十二章とする。

第七章の二を削る。

第七十七條の次に次の一章を加える。

第十一章 専修学校

第一百八十条 専修学校の設備、編制、授業、教員の資格その他専修学校の設置に関する事項は、専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の定めるところによる。

第一百八十一条 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。